

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）が一部改正され風俗営業の許可、遊技機の認定および検定等に関する手数料の標準額が改定されたことに伴い、これに沿って本県における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警察関係事務手数料の額を改定するため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 風俗営業の許可、遊技機の変更承認、認定および検定、遊技機試験ならびに型式試験の手数料について、それぞれその額を改めることとします。（別表第1関係）
- (2) この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。

議第51号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表(1)の項ア中「以外の遊技機」の右に「(以下この表において「未認定遊技機」という。)」を加え、「16,000円」を「15,000円」に、「27,000円」を「25,000円」に改め、同項イ中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（法第20条第4項の検定（以下この表において「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機」を「2,800円（法第20条第4項の検定（以下この表において「検定」という。）を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この表において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同項ウ中「15,000円」を「14,000円」に、「27,000円」を「24,000円」に改め、同表(2)の項ア中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「3,400円」を「2,400円」に改め、同項イ中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機」を「5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同表(3)の項中「2,700円」を「2,200円」に、「2,720円」を「4,340円」に、「31,700円」を「35,000円」に、「8,200円」を「16,300円」に、「24,700円」を「29,000円」に、「5,900円」を「14,400円」に、「59,700円」を「59,000円」に、「14,700円」を「23,000円」に、「30,700円」を「35,000円」に、「10,800円」を「19,000円」に、「3,680円」を「12,600円」に改め、同表(4)の項中「6,300円」を「3,900円」に、「18,000円」を「6,300円」に、「1,530,000円」を「1,435,000円」に、「296,000円」を「438,000円」に、「1,141,000円」を「1,128,000円」に、「174,000円」を「338,000円」に、「1,816,000円」を「1,621,000円」に、「399,000円」を「479,000円」に、「1,193,000円」を「1,148,000円」に、「349,000円」を「482,000円」に、「1,192,000

円」を「1,147,000円」に、「348,000円」を「481,000円」に改め、同表(5)の項ア(ア)中「32,300円」を「43,300円」に、「8,100円」を「23,100円」に改め、同項ア(イ)中「25,300円」を「36,300円」に、「8,100円」を「23,000円」に改め、同項ア(ウ)中「5,700円」を「21,000円」に改め、同項イ中「62,300円」を「68,300円」に、「15,300円」を「30,300円」に改め、同項ウおよびエ中「31,300円」を「42,300円」に、「10,800円」を「26,300円」に改め、同項オ中「25,300円」を「36,300円」に、「3,300円」を「19,100円」に改め、同表(6)の項中「1,524,200円」を「1,442,000円」に、「290,200円」を「445,000円」に、「1,135,200円」を「1,135,000円」に、「168,200円」を「345,000円」に、「1,810,200円」を「1,628,000円」に、「393,200円」を「486,000円」に、「1,187,200円」を「1,155,000円」に、「343,200円」を「489,000円」に、「1,186,200円」を「1,154,000円」に、「342,200円」を「488,000円」に改め、同表注1中「9,300円」を「8,600円」に改め、同表注2中「7,400円」を「6,800円」に改め、同表注3中「同時に」の右に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ(3)の項の右欄に掲げる金額から2,700円」を「(3)の項の右欄の規定にかかわらず、同項アの場合にあっては零円とし、同項イの場合にあっては40円とし、同項ウの場合にあってはそれぞれ同項ウの右欄に掲げる金額から8,000円」に改め、同表注4中「同時に」の右に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「2,300円」を「14,300円」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料条例 新旧対照表

旧			新		
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警察関係事務手数料</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の許可および同法第20条第10項において準用する同法第9条第1項の承認ならびに同法第20条の遊技機の認定等の警察関係事務手数料</p>			<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警察関係事務手数料</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の許可および同法第20条第10項において準用する同法第9条第1項の承認ならびに同法第20条の遊技機の認定等の警察関係事務手数料</p>		
納付すべき者	区分	金額	納付すべき者	区分	金額
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この表において「法」という。)第3条第1項の許可(以下この表において「許可」という。)を受けようとする者	ア ぱちんこ屋または風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下この表において「政令」という。)第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定(以下この表において「認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。		(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この表において「法」という。)第3条第1項の許可(以下この表において「許可」という。)を受けようとする者	ア ぱちんこ屋または風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下この表において「政令」という。)第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定(以下この表において「認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機(以下この表において「未認定遊技機」という。)がないとき。	
	(イ) 3月以内の期間を限って営む営業	16,000円		(イ) その他の営業	25,000円
	イ ぱちんこ屋または政令第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定	アの(イ)または(イ)に定める額に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円(法第20条第4		イ ぱちんこ屋または政令第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認	アの(イ)または(イ)に定める額に、2,800円(法第20条第4項の検定(以下この表において「検定」

	<p>を受けた遊技機以外の遊技機があるとき。</p> <p>ウ ぱちんこ屋および政令第7条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p>(ア) 3月以内の期間を限って営む営業</p> <p>(イ) その他の営業</p>	<p>項の検定（以下この表において「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ(3)の項ウの右欄に掲げる額から2,700円を減じた額）を加算した額</p> <p>15,000円</p> <p>27,000円</p>	<p>(2) 法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認（以下この表において「承認」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合</p> <p>イ 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合</p>	<p>3,400円</p> <p>3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ(3)の項ウの右欄に掲げる額から2,700円を減じた額）を加算した額</p>		<p>定遊技機があるとき。</p> <p>ウ ぱちんこ屋および政令第7条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p>(ア) 3月以内の期間を限って営む営業</p> <p>(イ) その他の営業</p>	<p>という。）を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この表において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ(3)の項ウの右欄に掲げる額から8,000円を減じた額）を加算した額</p> <p>14,000円</p> <p>24,000円</p>	<p>(2) 法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認（以下この表において「承認」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合</p> <p>イ 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合</p>	<p>2,400円</p> <p>5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ(3)の項ウの右欄に掲</p>
--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

					げる額から8,000円を減じた額)を加算した額
(3) 認定を受けようとする者	ア 指定試験機関が行う認定に必要な試験(以下この表において「遊技機試験」という。)を受けた遊技機について認定を受けようとする場合	2,700円		ア 指定試験機関が行う認定に必要な試験(以下この表において「遊技機試験」という。)を受けた遊技機について認定を受けようとする場合	2,200円
	イ 検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について認定を受けようとする場合	2,720円		イ 検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について認定を受けようとする場合	4,340円
	ウ アまたはイの遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合			ウ アまたはイの遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合	
	(7) ぱちんこ遊技機			(7) ぱちんこ遊技機	
	a 入賞を容易にするための装置であって国家公安委員会規則で定めるもの(以下「特定装置」という。)が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)			a 入賞を容易にするための装置であって国家公安委員会規則で定めるもの(以下「特定装置」という。)が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
	(a) マイクロプロセッサ	31,700円		(a) マイクロプロセッサ	35,000円
	一(電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。)を内蔵するもの			一(電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。)を内蔵するもの	
	(b) (a)に掲げるもの以外のもの	8,200円		(b) (a)に掲げるもの以外のもの	16,300円
	b 特定装置が設けられているもの(aに掲げるものを除く。)			b 特定装置が設けられているもの(aに掲げるものを除く。)	
	(a) マイクロプロセッサ	24,700円		(a) マイクロプロセッサ	29,000円
	一を内蔵するもの			一を内蔵するもの	
	(b) (a)に掲げるもの	8,200円		(b) (a)に掲げるもの	16,300円

	<p>外のもの</p> <p>c aまたはbに掲げるもの以外のもの</p> <p>(イ) 回胴式遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>59,700円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>14,700円</u></p> <p>(ロ) アレンジボール遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>30,700円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>10,800円</u></p> <p>(ハ) ジャン球遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>30,700円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>10,800円</u></p> <p>(ニ) (イ)から(ハ)までに掲げる遊技機以外の遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>24,700円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>3,680円</u></p>	<p><u>5,900円</u></p>
(4) 検定を受けようとする者	<p>ア 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下この表において「型式試験」という。）を受けた型式について検定を受けようとする場合 <u>6,300円</u></p> <p>イ 他の都道府県の公安委員会の検定を受けた型式（型式試験を受けたものを除く。）について検定を受けようとする場合 <u>18,000円</u></p> <p>ウ アまたはイの型式以外の型式について検定を受けようとする場合</p>	

	<p>外のもの</p> <p>c aまたはbに掲げるもの以外のもの</p> <p>(イ) 回胴式遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>59,000円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>23,000円</u></p> <p>(ロ) アレンジボール遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>35,000円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>19,000円</u></p> <p>(ハ) ジャン球遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>35,000円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>19,000円</u></p> <p>(ニ) (イ)から(ハ)までに掲げる遊技機以外の遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>29,000円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>12,600円</u></p>	<p><u>14,400円</u></p>
(4) 検定を受けようとする者	<p>ア 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下この表において「型式試験」という。）を受けた型式について検定を受けようとする場合 <u>3,900円</u></p> <p>イ 他の都道府県の公安委員会の検定を受けた型式（型式試験を受けたものを除く。）について検定を受けようとする場合 <u>6,300円</u></p> <p>ウ アまたはイの型式以外の型式について検定を受けようとする場合</p>	

	<p>(7) ぱちんこ遊技機</p> <p>a 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>(a) マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,530,000円</u></p> <p>(b) (a)に掲げるもの以外のもの <u>296,000円</u></p> <p>b 特定装置が設けられているもの（aに掲げるものを除く。）</p> <p>(a) マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,141,000円</u></p> <p>(b) (a)に掲げるもの以外のもの <u>296,000円</u></p> <p>c aまたはbに掲げるもの以外のもの <u>174,000円</u></p> <p>(イ) 回胴式遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,816,000円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>399,000円</u></p> <p>(ロ) アレンジボール遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,193,000円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>349,000円</u></p> <p>(エ) じゃん球遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,192,000円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>348,000円</u></p>		<p>(7) ぱちんこ遊技機</p> <p>a 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>(a) マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,435,000円</u></p> <p>(b) (a)に掲げるもの以外のもの <u>438,000円</u></p> <p>b 特定装置が設けられているもの（aに掲げるものを除く。）</p> <p>(a) マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,128,000円</u></p> <p>(b) (a)に掲げるもの以外のもの <u>438,000円</u></p> <p>c aまたはbに掲げるもの以外のもの <u>338,000円</u></p> <p>(イ) 回胴式遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,621,000円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>479,000円</u></p> <p>(ロ) アレンジボール遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,148,000円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>482,000円</u></p> <p>(エ) じゃん球遊技機</p> <p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,147,000円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの <u>481,000円</u></p>
(5) 遊技機試験を受けようとする者	<p>ア ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(7) 特定装置が設けられてい</p>		<p>(5) 遊技機試験を受けようとする者</p> <p>ア ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(7) 特定装置が設けられてい</p>

るもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
a マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>32,300円</u>
b aに掲げるもの以外のもの	<u>8,100円</u>
(i) 特定装置が設けられているもの（(7)に掲げるものを除く。）	
a マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>25,300円</u>
b aに掲げるもの以外のもの	<u>8,100円</u>
(ii) (7)または(i)に掲げるもの以外のもの	<u>5,700円</u>
イ 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
(7) マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>62,300円</u>
(i) (7)に掲げるもの以外のもの	<u>15,300円</u>
ウ アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
(7) マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>31,300円</u>
(i) (7)に掲げるもの以外のもの	<u>10,800円</u>
エ ジャン球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
(7) マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>31,300円</u>
(i) (7)に掲げるもの以外のもの	<u>10,800円</u>
オ アからエまでに掲げる遊技	

るもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
a マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>43,300円</u>
b aに掲げるもの以外のもの	<u>23,100円</u>
(i) 特定装置が設けられているもの（(7)に掲げるものを除く。）	
a マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>36,300円</u>
b aに掲げるもの以外のもの	<u>23,000円</u>
(ii) (7)または(i)に掲げるもの以外のもの	<u>21,000円</u>
イ 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
(7) マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>68,300円</u>
(i) (7)に掲げるもの以外のもの	<u>30,300円</u>
ウ アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
(7) マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>42,300円</u>
(i) (7)に掲げるもの以外のもの	<u>26,300円</u>
エ ジャン球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
(7) マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>42,300円</u>
(i) (7)に掲げるもの以外のもの	<u>26,300円</u>
オ アからエまでに掲げる遊技	

	機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (7) マイクロプロセッサを内蔵するもの (4) (7)に掲げるもの以外のもの	<u>25,300円</u> <u>3,300円</u>		機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (7) マイクロプロセッサを内蔵するもの (4) (7)に掲げるもの以外のもの	<u>36,300円</u> <u>19,100円</u>
(6) 型式試験を受けようとする者	ア ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 (7) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) a マイクロプロセッサを内蔵するもの b aに掲げるもの以外のもの (4) 特定装置が設けられているもの((7)に掲げるものを除く。) a マイクロプロセッサを内蔵するもの b aに掲げるもの以外のもの (7) (7)または(4)に掲げるもの以外のもの イ 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 (7) マイクロプロセッサを内蔵するもの (4) (7)に掲げるもの以外のもの ウ アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 (7) マイクロプロセッサを	<u>1,524,200円</u> <u>290,200円</u> <u>1,135,200円</u> <u>290,200円</u> <u>168,200円</u> <u>1,810,200円</u> <u>393,200円</u> <u>1,187,200円</u>	(6) 型式試験を受けようとする者	ア ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 (7) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) a マイクロプロセッサを内蔵するもの b aに掲げるもの以外のもの (4) 特定装置が設けられているもの((7)に掲げるものを除く。) a マイクロプロセッサを内蔵するもの b aに掲げるもの以外のもの (7) (7)または(4)に掲げるもの以外のもの イ 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 (7) マイクロプロセッサを内蔵するもの (4) (7)に掲げるもの以外のもの ウ アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 (7) マイクロプロセッサを	<u>1,442,000円</u> <u>445,000円</u> <u>1,135,000円</u> <u>445,000円</u> <u>345,000円</u> <u>1,628,000円</u> <u>486,000円</u> <u>1,155,000円</u>

内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	343,200円
エ ジャン球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,186,200円
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	342,200円

- 注1 許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る警察関係事務手数料の額は、それぞれ(1)の項の右欄に掲げる金額から9,300円を減じた額とする。
- 2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における警察関係事務手数料の額は、それぞれ(1)の項の右欄に掲げる金額に7,400円を加算した額とする。
- 3 認定を受けようとする者が同時に他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る警察関係事務手数料の額は、それぞれ(3)の項の右欄に掲げる金額から2,700円を減じた額とする。
- 4 遊技機試験を受けようとする者が同時に他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る警察関係事務手数料の額は、それぞれ(5)の項の右欄に掲げる金額から2,300円を減じた額とする。
- 5 この表の右欄に掲げる金額は、当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

2 省略

別表第2から別表第12まで 省略

内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	489,000円
エ ジャン球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,154,000円
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	488,000円

- 注1 許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る警察関係事務手数料の額は、それぞれ(1)の項の右欄に掲げる金額から8,600円を減じた額とする。
- 2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における警察関係事務手数料の額は、それぞれ(1)の項の右欄に掲げる金額に6,800円を加算した額とする。
- 3 認定を受けようとする者が同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る警察関係事務手数料の額は、(3)の項の右欄の規定にかかわらず、同項アの場合にあっては零円とし、同項イの場合にあっては40円とし、同項ウの場合にあってはそれぞれ同項ウの右欄に掲げる金額から8,000円を減じた額とする。
- 4 遊技機試験を受けようとする者が同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る警察関係事務手数料の額は、それぞれ(5)の項の右欄に掲げる金額から14,300円を減じた額とする。
- 5 この表の右欄に掲げる金額は、当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

2 省略

別表第2から別表第12まで 省略